

よくある問合せ及び注意事項

Q1 サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスや総合事業利用者を位置付けた件数も含むのか。

A 介護予防サービス計画及び総合事業利用者は含みません。

Q2 計画とは実績なのか。計画を位置付けたが、実際にサービスの利用がなく、実績がない場合でも件数に含むのか。

A 給付管理が行われた利用者の実績で数えます。全く利用が無かった場合はカウントしません。

Q3 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのか。

A 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、2か所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「1件」としてカウントします。(複数事業所を位置付けていても、様式1の②、各サービスを位置付けた居宅サービス計画数(分母)は「1」ですので御注意ください。)

※ 「同一法人」とは、居宅介護支援事業所と同じ法人ということではなく、サービス事業所が同じ法人ということです。

Q4 減算はどの利用者が対象となるのか。

A 減算は、減算適用期間の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象となります。

Q5 給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいのか。

A サービス提供を行った月に算定します。

Q6 書類は必ず作成しないとイケないのか。

A 全ての居宅介護支援事業者が、書類を作成する必要があります。なお、作成後の書類は、古賀市の条例に基づき5年間保存する必要があります。

Q7 独自様式や居宅サービス計画(ケアプラン)作成ソフト等の様式で提出してもよいのか。

A 内容を満たしていれば事業所で活用している居宅サービス計画(ケアプラン)作成ソフト等の様式でも構いません。その際、事業所及び法人の連絡先等と正当な理由について記載漏れがないことを必ず確認した上で提出してください。

Q8 新規開設や休止期間があり、判定期間を満たさない事業所だが、書類の提出は必要か。

A 書類の作成は必要ですが、提出は不要です。書類については市の条例に基づき5年間保存してください。

Q9 毎月紹介率最高法人を確認し、80%を超えていないことを確認しているが、それでよいのか。

A 必ず半年間の判定期間で計算を行い、確認してください。

Q10 区分変更申請中の利用者があるため、提出期限までに居宅サービス計画件数等が確定しない場合は、どうしたら良いか。

A 区分変更申請後の要介護度の結果が出た後、提出が遅れた理由を明記し、提出してください。その際、結果通知が遅れる可能性があることについてはご了承ください。

Q11 紹介率最高法人割合が80%ちょうどだが、提出は必要か。

A 1サービスでも紹介率最高法人率が80%を超えた場合のみ提出が必要です。0.001%でも超えれば、超えたものとみなします。80%ちょうどの場合は、提出の必要はありません。

Q12 半年間の判定期間に地域密着型通所介護を1人の利用者が1回のみ利用し、紹介最高法人割合が100%になった。正当な理由と判断できるので、提出は不要か。

A 正当な理由の有無にかかわらず、1つでも紹介率最高法人割合が80%を超えたサービスがある場合は、必ず提出してください。

Q13 通院等乗降介助のみで利用している訪問介護事業所も、計算に含めるのか。

A 通院等乗降介助のみ行っている訪問介護事業所も、訪問介護として計算をします。なお、介護保険を利用せずに、自費利用やボランティア利用をしている場合は含みません。

Q14 正当な理由が複数当てはまる場合には、どれを優先させたらよいか。

A 80%を超えたものに対して、1つでも正当な理由が当てはまるかを確認しています。主な理由として該当するものを選択し、提出書類とともに提出してください。複数の正当な理由で提出される場合は、それぞれの理由が確認できる資料を添付してください。

Q15 紹介率最高法人が2つ以上になるが、どう記載したら良いか。

A 提出する様式を加工するなどして、2つ以上となった紹介最高法人の名称を全て記入した上で、提出してください。

Q16 結果はいつわかるのか。

A 提出期限までに届いた書類に関しては、前期判定分は10月（11月10日締切）、後期判定分は4月（5月10日締切）の給付管理に間に合うように、結果通知を郵送します。書類審査には時間を要しますので、電話での問合せはご遠慮ください。

Q17 地域密着型通所介護については、どのように計算したらよいですか。

A 「通所介護・地域密着型通所介護」の平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される居宅介護サービス計画の取扱いについては、厚生労働省老健局振興課から、居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて、下記のとおり Q&A が発出されています。

（介護保険最新情報 Vol.5 5 3（平成28年5月30日））

特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

（回答）

平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画については特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

また、「平成30年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」（介護保険最新情報 Vol.6 2 9）の問135において、この取り扱いは平成30年度以降も継続されるとしております。

そのため、通所介護と地域密着型通所介護それぞれで計算する方法、又は通所介護等についてその最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数（通所介護と地域密着型通所介護を合算する）で計算する方法のどちらにするかは、事業所で選択をしてください。なお、どちらの方法で計算しているかを明確にしてください。